

情報処理事業者が XML 電文の振込入金通知等を利用して電子領収書の発行業務を行うに当たっての手引き

平成 30 年5月

一般社団法人 全国銀行協会

目次

1. はじめに.....	2
2. 電子領収書発行スキーム.....	3
2.1 電子領収書の概要.....	3
2.2 電子領収書の発行スキーム.....	3
3. 電子帳簿保存法上の電子取引.....	5
3.1 電子取引の保存要件.....	5
4. 電子領収書の発行に係る情報処理事業者の留意事項等.....	6
4.1 電子領収書の発行依頼の受付.....	6
4.2 電子領収書の発行.....	6
4.3 電子領収書の保存.....	7
4.4 電子領収書の検索.....	7
4.5 真実性確保のための保存措置.....	7
4.6 今後期待される機能.....	8
5. 電子領収書サービスを利用する企業の留意事項.....	8
5.1 支払企業（電子領収書を受け取る側）.....	8
5.2 受取企業（電子領収書を発行する側）.....	9
6. 今後の法令改正等に伴う対応（制度対応）.....	10
7. 参考文献.....	10

1. はじめに

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）と一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）は、平成 28 年 12 月に、決済インフラの抜本的機能強化への取組みとして、わが国における企業間送金に係る電文を XML 電文に移行し、国内送金電文に商流情報の添付を可能とした金融 EDI 実現に向けた取組みを進めるため、全銀 EDI システムの構築を決定し、現在、全銀ネットにおいて、平成 30 年 12 月（予定）の稼働に向け、システム開発を進めている。

また、政府の「未来投資戦略 2017」では、XML 電文への移行に係る提言に加え、「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」として、「XML 新システム¹等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等」が提言されており、「XML 新システム等のデータを活用（商流情報分析等）した融資サービスや税務支援（XML 新システムによる税務対応支援（電子領収書の発行等））を検討する。」とされている。

このうち、電子領収書については、印紙税が不要になる、領収書（控を含む）の作成・郵送・保管に係るコスト減のほか、領収書の検索/閲覧作業の容易化といったメリットがあることから、全銀協において、会計ソフトウェアベンダ、Fintech 企業等の情報処理事業者²が XML 電文の振込入金通知等を利用して電子領収書を発行するスキームを検討した。

本手引きは、電子領収書発行サービスを提供する情報処理事業者向けに策定したものであり、当該サービスを提供するに当たっての留意事項等を示すことを目的としている。

なお、本手引きに示した法的要件は策定時点のものであり、当該サービスの提供に当たっては、情報処理事業者において、最新の関係法令を踏まえる必要がある。

おって、セキュリティ要件や安全管理措置については、各情報処理事業者において、その時々に応じた最適な方式等を選択し、適宜見直しが行われるものであるため、本手引きにおいて記載はしていない。

本手引きを参考に電子領収書発行サービスが提供されることにより、税務処理の効率化、企業の生産性向上に寄与することが期待される。

平成 30 年 5 月

一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部

¹ 全銀 EDI システムを指す。

² 本手引きにおいては、電子領収書サービスを提供するソフトウェアベンダ等の事業者を指す。

2. 電子領収書発行スキーム

2.1 電子領収書の概要

一般的な領収書の記載事項は、以下の5項目（関係法令¹）であり、全銀 EDI システム³から振込（代金の支払い）の受取人（以下「受取企業」という。）が取得する XML 電文の振込入金通知または入出金取引明細通知（以下、併せて「camt 電文」という。）⁴において、各項目に対応する電文上の項目は以下のとおり。

領収書記載事項	camt 電文上の項目
発行者	口座名／金融 EDI 情報（受取人企業名）
取引日時	勘定日
取引内容	金融 EDI 情報（支払通知番号、請求書番号等）
金額	金額／取引金額
書類の受取人	振込依頼人名

（注）「金融 EDI 情報」の括弧書きに記載の項目は、平成 28 年 12 月に経済産業省・中小企業庁が取りまとめた「金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の整理について」⁵から抽出したものである。

受取企業が全銀 EDI システムから取得する camt 電文に商流情報（請求書番号等）が設定されており、その設定内容が領収書記載事項を満たす場合は、電子領収書を作成することが可能となる。なお、camt 電文のレコード・フォーマットは、別表 1 のとおり。

2.2 電子領収書の発行スキーム

本手引きにおいて前提にしている電子領収書の発行スキームは、受取企業が全銀 EDI システムから取得する camt 電文を利用するものである。受取企業は全銀 EDI システムから取得した camt 電文を情報処理事業者に送信し、情報処理事業者が電子領収書を作成して、支払企業に送信する。

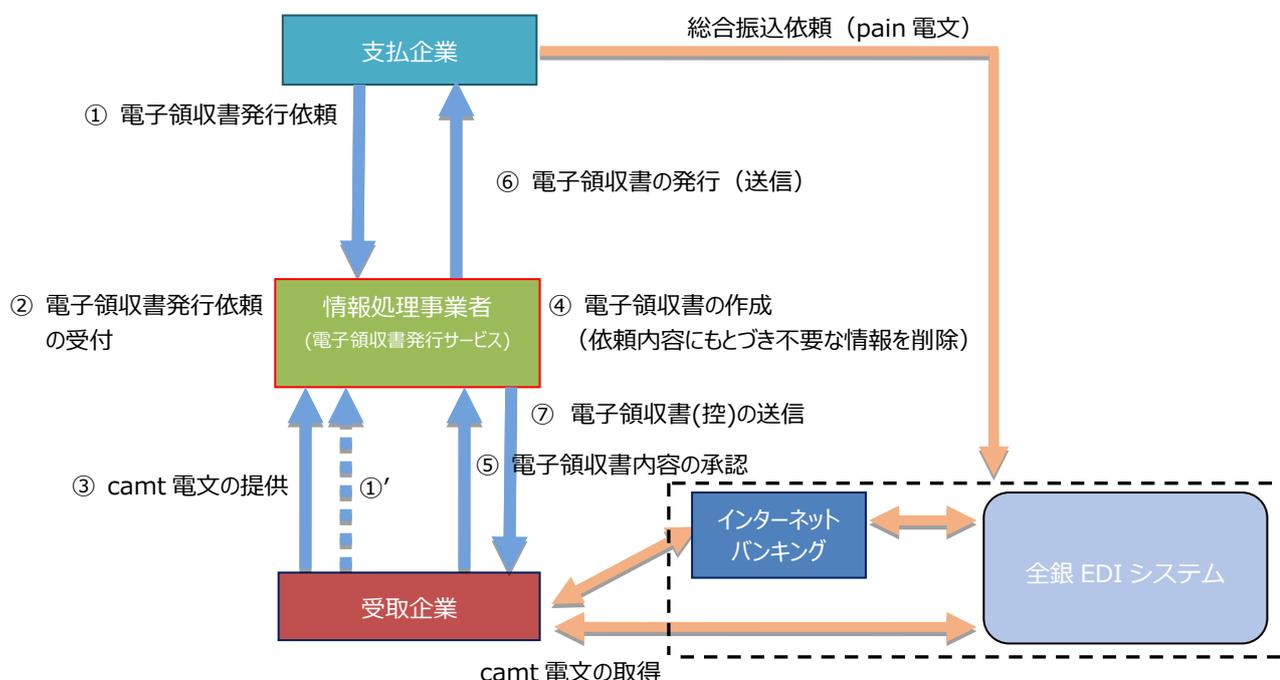
³ 受取企業が、XML 電文に対応したインターネットバンキングを提供する取引金融機関（被仕向金融機関）から camt 電文を取得するルートもあるが、本手引きにおける「全銀 EDI システムから取得」には、当該ルートによる取得を含むものとする。

⁴ camt 電文の内容は、別表 1 のとおり。なお、インターネットバンキングにおける企業と金融機関（またはインターネットバンキングシステムを提供する外部機関）間で授受するレコード・フォーマット（XML 電文）は、別表 1 をベースに当該金融機関が定めるものとしている。

⁵ <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kinyuedi/2016/161222kinyuedi.pdf>

電子領収書の発行スキームのイメージは以下のとおり。また、具体的な業務フローは別表2参照。

スキームのイメージ図



- ① 電子領収書の発行依頼 (①' は、受取企業が情報処理事業者に依頼する場合)
支払企業は、情報処理事業者に対して電子領収書の発行を依頼する。
- ② 電子領収書の発行依頼の受付
情報処理事業者は、支払企業（または受取企業）から、電子領収書の発行依頼を受け付ける。
- ③ camt 電文の提供
受取企業は、全銀 EDI システムから取得した camt 電文を情報処理事業者に提供する。
- ④ 電子領収書の作成
情報処理事業者は、受取企業から受領した camt 電文をもとに、発行依頼人の依頼内容にもとづき、不要な情報を削除したうえで、電子領収書を作成する。
- ⑤ 電子領収書内容の承認
受取企業は、情報処理事業者が支払企業に発行する電子領収書の内容について、承認する。
- ⑥ 電子領収書の発行（送信）
情報処理事業者は、受取企業の承認を受けた電子領収書を支払企業に発行（送信）する。
- ⑦ 電子領収書（控）の送信
情報処理事業者は、支払企業に発行した電子領収書の控えを受取企業に発行する。

3. 電子帳簿保存法上の電子取引

受取企業が全銀 EDI システムから取得する camt 電文をベースに作成された電子領収書は、支払企業と受取企業間で電磁的方式による授受によってやりとりがなされる。その場合、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下「電子帳簿保存法」という。）第 2 条第 6 号（[関係法令 2](#)）の電子取引に該当する。電子取引に該当する場合は、同法第 10 条（[関係法令 3](#)）にもとづき、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録（つまり電子領収書）を保存する必要がある、その保存には電子帳簿保存法施行規則第 8 条第 1 項（[関係法令 4](#)）で定める保存要件等を満たす必要がある。

3.1 電子取引の保存要件

電子帳簿保存法の要件概要

項目	要件概要
保存場所※1	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該電子取引に係る電磁的記録の授受が書面（紙）で行われた場合に保存することとなる場所。この保存すべき場所において保存される電磁的記録を、サーバと通信回線による接続等により、当該電磁的記録を保存すべき場所に設置されたディスプレイやプリンタに整然とした形式および明瞭な状態で出力することができれば遠隔地（クラウド環境）のサーバ保存でもよい。
保存期間※1	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 年間（最長 10 年間〔欠損金の繰越控除をする法人〕）
見読性の確保※2	<ul style="list-style-type: none"> ● 授受したすべての電子領収書情報について、ダウンロード、画面表示および印刷できる機能の具備 ● 電磁的記録用のパソコン等や操作説明書の備え付け、整然とした形式および明瞭な状態（書面フォーマット）で、画面および書面への速やかな出力
関連書類の備付※2	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備え付け
検索機能の確保※2	3 つの要件を満たす検索機能の確保 <ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な項目（日付、金額、取引先名）で検索できること 2. 日付と金額は範囲指定できること 3. 2 つ以上の項目を組み合わせで検索できること
保存措置※3 (真実性確保のための措置)	次のいずれかの措置を行う <ul style="list-style-type: none"> ● タイムスタンプの付与とともに、取引情報の保存者又は監督者に関する情報の保持

	● 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定・運用
保存方法※4	国税庁 電子帳簿保存法取扱通達 第4章「法第10条（(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)）関係」参照

※1 電子帳簿保存法第10条「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」に関する解説 電子取引データの保存の考え方 第2版（平成28年10月5日 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 法務委員会）9頁

※2 同10、11頁

※3 同12～15頁

※4 同17～18頁

4. 電子領収書の発行に係る情報処理事業者の留意事項等

4.1 電子領収書の発行依頼の受付

情報処理事業者が電子領収書の発行依頼を受け付ける方法としては以下が考えられる。

- ① 支払企業から、電子領収書の発行依頼を受け付け、その依頼に示された受取企業から camt 電文を取得して、支払企業に対して電子領収書を発行する。（支払企業、受取企業いずれも情報処理事業者が提供するサービスの利用者となる）
- ② 受取企業から、camt 電文の添付とともに、電子領収書の発行依頼を受け付け、受取企業から指示のあった支払企業に対して電子領収書を発行（メール送信等）する。（受取企業のみがこのサービスの利用者でも対応可能）

4.2 電子領収書の発行

(1) 電子領収書の作成・発行

振込入金通知の camt 電文には、受取口座に関する複数の入金（複数振込日の入金、複数の振込依頼人による入金）の情報が、また、入出金取引明細通知の camt 電文には、受取口座に関する複数の入金および出金の情報が設定される場合がある。そのため、電子領収書を発行するに当たっては、発行依頼人の依頼内容にもとづいて、不要な情報を削除したうえで電子領収書を作成する必要がある。

また、電子領収書の作成に当たって、企業からの個別の要望（合算（マージ）、相殺、電子領収書記載内容の訂正等）や制度対応を見据えて、柔軟性や自由度を持たせた機能とすることが有用である。

(2) 電子領収書内容の承認機能

電子領収書の発行者は受取企業であり、情報処理事業者が電子領収書を発行するに当たっては受取企業がその内容を確認することが必要である。特に、支払企業からの発行依頼によって電子領収書を発行する場合において、受取企業による承認手続きを設ける必要がある。

4.3 電子領収書の保存

情報処理事業者は発行した電子領収書およびその控えデータを企業に送信することで、情報処理事業者自体はそのデータを保存しない方法も考えられる。しかし、当該サービスは、企業の税務対応支援の一環として、企業の事務効率化を図る目的があるため、電子領収書の保存も情報処理事業者が担うことが望ましい。その場合、情報処理事業者が電子帳簿保存法にもとづく保存期間等の保存要件を具備する必要がある。

4.4 電子領収書の検索

電子取引の保存要件である「検索機能の確保」(3.1 電子取引の保存要件)にもとづく検索機能を具備する必要がある。

4.5 真実性確保のための保存措置

電子帳簿保存法施行規則第8条第1項第1号、第2号に定める、真実性確保のための保存措置については、その対応の容易性から「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行う」方法を採用するケースが多いと想定する(規程内容については、国税庁 電子帳簿保存法取扱通達第4章「法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) 関係」参照)。

なお、タイムスタンプを利用する場合は、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るもので、電子領収書の記録事項が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができる機能、および課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができる機能を具備する必要がある。(関係法令5)

4.6 今後期待される機能

本手引きは、領収書に特化した内容としているが、支払企業に支払いを求めるときに受取企業が発行する請求書も多くの企業において、頻繁かつ大量に発生するものであり、管理面やコスト面から企業の大きな課題になっている。そのため、今後は、請求書発行・受領も含めた電子化の普及が進むと考えられることから、企業ニーズ等の動向を踏まえ、情報処理事業者による電子請求書を含めたソリューションの提供が期待される。

また、電子領収書が会計システム等の企業側で導入しているシステムと連動すれば、効率的な会計処理にもつながることから、会計システム等と連動したサービスの提供も考えられる。

なお、平成 31 年 10 月から開始される区分記載請求書等保存方式や平成 35 年 10 月から開始される適格請求書等保存（インボイス）方式等の制度対応については、対応に必要な情報項目の pain 電文への設定等、支払企業と受取企業が相互に調整することが求められる。

5. 電子領収書サービスを利用する企業の留意事項

「2.2 電子領収書の発行スキーム」、「3.1 電子取引の保存要件」および「4. 電子領収書の発行に係る情報処理事業者の留意事項等」にもとづき、電子領収書の受領（支払企業）、発行依頼（受取企業）の場面において、企業側で留意すべき主な事項は以下のとおり。

5.1 支払企業（電子領収書を受け取る側）

(1) 全銀 EDI システムを利用した金融 EDI 対応

支払企業は、全銀 EDI システムを利用した金融 EDI に対応する必要がある。

なお、全銀 EDI システムの利用に当たっては、取引銀行（仕向銀行）および受取企業（電子領収書の発行主体）側の全銀 EDI システムへの対応（camt 電文の取得）有無をあらかじめ確認しておく必要がある。

(2) 総合振込依頼（pain 電文）への必要項目の設定

支払企業は、電子領収書に必要な情報項目を総合振込依頼（pain 電文）⁶の当該情報項目欄に設定し、送金指図を行う必要がある。

⁶ pain 電文のレコード・フォーマットは、全銀協において、camt 電文と併せて公表している。https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/efforts/smooth/xml/XML_news290829.pdf

(3) 電子領収書発行サービスの利用

支払企業は、受取企業と調整のうえ、情報処理事業者が提供する電子領収書発行サービスを利用する。ただし、受取企業が情報処理事業者に対して、電子領収書の発行依頼を行う場合は、受取企業のみがこのサービスの利用者でも対応可能である（4.1 ②参照）。

なお、利用に当たっては、受取企業との間で、設定が必要な情報項目等の調整や情報処理事業者との契約等の締結が必要になるが、その方法や形態は区々であり、当事者間で検討/調整すべき事項と考えられることから、本手引きでは定めないものとする。

(4) 電子領収書の発行依頼

支払企業は、情報処理事業者または受取企業との契約等にもとづき、情報処理事業者に対し、電子メールまたは専用ウェブサイト等、所定の方法により電子領収書の発行を依頼する。

なお、受取企業から発行依頼を行うことも考えられる。

(5) 電子領収書の保存

支払企業は、情報処理事業者から受領した電子領収書を電子取引の保存要件にもとづき、情報処理事業者または支払企業が所有するサーバ等に保存する。

5.2 受取企業（電子領収書を発行する側）

(1) 全銀 EDI システムを利用した金融 EDI 対応

受取企業は、全銀 EDI システムを利用した金融 EDI に対応する必要がある。

なお、全銀 EDI システムの利用に当たっては、取引銀行（被仕向銀行）および支払企業（電子領収書の受領）側の全銀 EDI システムへの対応（pain 電文による振込依頼）有無をあらかじめ確認しておく必要がある。

(2) camt 電文の取得

受取企業は、全銀 EDI システムから、電子領収書に必要な情報項目が設定された camt 電文を取得する。

(3) 電子領収書発行サービスの利用

受取企業は、支払企業と調整のうえ、情報処理事業者が提供する電子領収書発行サービスを利用する。なお、利用に当たっては、支払企業との間で、設定が必要な情報項目等の調整や情報処理事業者との契約等の

締結が必要になるが、その方法や形態は区々であり、当事者間で検討/調整すべき事項と考えられることから、本手引きでは、定めないものとする。

(4) camt 電文の提供

受取企業は、全銀 EDI システムから取得した camt 電文を情報処理事業者に提供する。

なお、その際、情報処理事業者のサービス内容にもとづき、提供した camt 電文に設定されている明細のうち、電子領収書の発行を依頼する明細を指定もしくは抽出（例えば、入出金取引明細通知であれば、入金明細のみを指定/抽出）することも考えられる。

(5) 電子領収書の発行承認

電子領収書の発行主体は受取企業であり、情報処理事業者による電子領収書の発行に当たっても、受取企業によるその内容の承認（確認）が必要になる。

(6) 電子領収書の保存

受取企業は、情報処理事業者が作成し、支払企業に発行した電子領収書の控えを電子取引の保存要件にもとづき、情報処理事業者または受取企業が所有するサーバ等に保存する必要がある。

6. 今後の法令改正等に伴う対応（制度対応）

電子帳簿保存法は、2年連続で改正され、規制緩和が行われた背景から、その他の関係法令も含め、今後も改正が行われる可能性がある。そのため、常に最新の法的要件に準拠した機能（サービス）を提供する必要がある。

7. 参考文献

- ・ 国税庁 法令解釈通達「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/980528-4/index.htm>
- ・ 電子帳簿保存法第10条「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」に関する解説 電子取引データの保存の考え方 第2版（平成28年10月5日 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 法務委員会）
http://www.jiima.or.jp/pdf/denchohou_kaisetusho_vol2_201610.pdf

別表 1

全銀 EDI システムから受信するレコード・フォーマットの設定内容

項番	項目	説明
1	XMLタグ	英数字記号で記載する物理的なXML のタグの名称を示す。
2	論理名	日本語で記載する論理的なXML のタグの名称を示す。 各タグについての理解を補助するためのものである。
3	ISO20022定義(参考情報)	参考情報として、ISO20022で規定されたフォーマットを示す。
4	繰返	XMLタグの出現頻度を示す。以下に例を示す。 [0..1] :XMLタグがない、または1つであることを示す。 [0..n] :XMLタグがない、または1つ以上であることを示す。 [1..1] :XMLタグが必ず1つであることを示す。 [1..n] :XMLタグが1つ以上であることを示す。
5	Represent/Type	ISO20022で規定されているRepresent/Typeを示す。 タグのみの場合は“土”である。
6	データ型	ISO20022で規定されているデータ型を示す。 タグのみの場合は“-”である。
7	桁数	MIN ISO20022で規定されているXMLタグ内に設定する値の最小桁数を示す。 タグのみの場合は“-”である。
8		MAX ISO20022で規定されているXMLタグ内に設定する値の最大桁数を示す。 タグのみの場合は“-”である。
9	本システムにおける定義	各XMLタグの本システムにおける定義であり、ISO20022定義をベースとして、固定長ファイルへの変換を考慮した定義を示す。
10	繰返	ISO20022の規定に準拠するため使用しない。
11	項目属性	ISO20022の規定に準拠するため使用しない。
12	桁数	MIN ISO20022の規定に準拠するため使用しない。
13		MAX ISO20022の規定に準拠するため使用しない。
14	設定内容	本システムにおける各XMLタグへの設定内容を示す。 “全銀（ヘッダー）”、“全銀（データ）”、および“全銀（トレーラ）”は、全銀協定制レコード・フォーマット（固定長）におけるヘッダーレコード、データレコード、およびトレーラレコードを示す。 設定元の固定長ファイルの項目が省略されている場合、かつXMLタグが省略可能な場合はタグを設定しない。 設定元の固定長ファイルの項目が省略されている場合、かつXMLタグが省略不可の場合は“データ型”に応じた初期値（半角スペース1桁、または“0”）を設定する。 複数項目を連結して設定するXMLタグについては、各項目の型と桁数を欄内の“型/桁数”に記載する。 “型”は、【X：ヘキサ表記】、【C：キャラクタ】、【N：数字】で記載する。 「【camt. 052】 入金取引明細結果明細レコード・フォーマット」においては、口座の種類によりXMLタグへの設定内容が異なる。 口座の種類は全銀（ヘッダー）の預金種目により判定するが、設定内容欄の条件の記載は下記のとおり簡略化して記載する。 <全銀（ヘッダー）の預金種目が“1”（普通預金）、または“2”（当座預金）、または“4”（貯蓄預金）の場合> 設定内容欄の条件は<普通口座の場合>と記載する。 <全銀（ヘッダー）の預金種目が“5”（通知預金）、“6”（定期預金）、“7”（積立定期預金）の場合> 設定内容欄の条件は<定期性口座の場合>と記載する。

(1) 【camt. 054】 振込入金通知結果明細レコード・フォーマット

レコード・フォーマット名称	【camt. 054】 振込入金通知結果明細レコード・フォーマット
---------------	-----------------------------------

① 説明

- ・全銀 EDI システムから企業へ、金融機関からの「振込入金通知結果」を連携するためのレコード・フォーマット

② レコードの内容

データ項目	XMLタグ	論理名	ISO20022定義						本システムにおける定義					
			繰返	Represent/Type タグのみ	データ型	桁数 MIN MAX	繰返	項目属性 タグのみ	桁数 MIN MAX	設定内容				
1	<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" standalone="no"?>	XML宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	<Document xmlns="urn:iso:std:iso:20022:tech:sdt:smt:054:001:02">	XMLドキュメントルート	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	<BkToCmtDdtCdtNctn>	振込入金通知ルート	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	<GrpHdr>	グループヘッダー情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	<MsgId>	グループメッセージID	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	企業が送信した取引依頼を一意に特定できる受付番号を設定する。 ・形式: "YYYYMMDDhhmmssnnnn" ・YYYYMMDD...日付 ・hhmmss...時刻 ・nnnnnn...番号
6	<CreDtTm>	XMLファイル作成日時	[1..1]	ISODateTime	dateTime	19 23	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「作成日」を設定する。 全銀(ヘッダー)は"YYYYMMDD"(和暦)形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
7	<Ofctn>	通知情報	[1..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	<Id>	通知ID	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	企業へ送信する結果ファイルの範囲内でユニークとなる、「通知情報」欄位の識別番号。 ・形式: 数字連番
9	<CreDtTm>	通知情報作成日時	[1..1]	ISODateTime	dateTime	19 23	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「作成日」を設定する。 全銀(ヘッダー)は"YYYYMMDD"(和暦)形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
10	<FrDdt>	勘定日情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	<FrDtTm>	勘定日(自)	[1..1]	ISODateTime	dateTime	19 23	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「勘定日(自)」を設定する。 全銀(ヘッダー)は"YYYYMMDD"(和暦)形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
12	<ToDtTm>	勘定日(至)	[1..1]	ISODateTime	dateTime	19 23	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「勘定日(至)」を設定する。 全銀(ヘッダー)は"YYYYMMDD"(和暦)形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
13	<Acct>	口座情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	<Id>	口座識別情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	<Oftr>	口座識別詳細情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	<ID>	口座番号	[1..1]	Max34Text	string	1 34	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「口座番号」を設定する。
17	<Tp>	預金種目情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	<Prtry>	預金種目	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「預金種目」を設定する。
19	<Nm>	口座名	[0..1]	Max70Text	string	1 70	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「口座名」を設定する。
20	<Omr>	受取人法人番号(法人マイナンパー)情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融EDI情報」と「受取人法人番号(法人マイナンパー)」のいずれかが設定されていない場合、項目20<Omr>から項目26<CD>のタグを設定しない。
21	<Id>	受取人法人番号(法人マイナンパー)識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	<OrgId>	受取人法人番号(法人マイナンパー)識別詳細情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	<Oftr>	受取人法人番号(法人マイナンパー)詳細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	<Id>	受取人法人番号(法人マイナンパー)	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融EDI情報」および「受取人法人番号(法人マイナンパー)」に値が設定されていた場合、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「受取人法人番号(法人マイナンパー)」を設定する。
25	<SchmeNm>	受取人法人番号(法人マイナンパー)概要情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	<CD>	受取人法人番号(法人マイナンパー)概要コード	[1..1]	ExternalOrganisationIdentificationCode	string	1 4	-	-	-	-	-	-	-	固定値"TXID"を設定する。
27	<Secr>	金融機関情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	<FinInstntId>	金融機関識別情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	<ClrSysMmbId>	決済システム識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	<MmbId>	銀行コード	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「銀行コード」を設定する。
31	<Nm>	銀行名	[0..1]	Max140Text	string	1 140	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「銀行名」を設定する。
32	<BrnchId>	支店情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	<Id>	支店コード	[0..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「支店コード」を設定する。
34	<Nm>	支店名	[0..1]	Max140Text	string	1 140	-	-	-	-	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「支店名」を設定する。
35	<AssSummary>	総取引情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	<TrfCdtNtries>	振込合計情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	<NbOfNtries>	振込合計件数	[0..1]	Max15NumericText	numeric string	1 15	-	-	-	-	-	-	-	全銀(トレーラ)における「振込合計件数」を設定する。
38	<Sum>	振込合計金額	[0..1]	DecimalsNumber	decimal(18,17)	1 18	-	-	-	-	-	-	-	全銀(トレーラ)における「振込合計金額」を設定する。
39	<TrfDdtNtries>	取消合計情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	<NbOfNtries>	取消合計件数	[0..1]	Max15NumericText	numeric string	1 15	-	-	-	-	-	-	-	全銀(トレーラ)における「取消合計件数」を設定する。
41	<Sum>	取消合計金額	[0..1]	DecimalsNumber	decimal(18,17)	1 18	-	-	-	-	-	-	-	全銀(トレーラ)における「取消合計金額」を設定する。
42	<Ntry>	取引情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)が0の場合、項目42<Ntry>から項目104<AddtlNtryInf>のタグを設定しない。
43	<Amt Ccy="JPY">	金額	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1 18	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「金額」を設定する。
44	<CdDtInd>	取消区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4 4	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「取消区分」を判定し設定する。 <振込明細の場合(「取消区分」が初期値)> ・"CDBT"を設定する。 <取消明細の場合(「取消区分」が初期値以外)> ・"DBIT"を設定する。
45	<ResInd>	取消通知区分	[0..1]	TrueFalseIndicator	boolean	4 5	-	-	-	-	-	-	-	明細が取消明細かどうかを判定し設定する。 <「取消区分」が取消明細の場合> ・"true"を設定する。 <「取消区分」が振込明細の場合> 本タグは設定しない。
46	<Sts>	取引ステータス	[1..1]	EntryStatus2Code	string	4 4	-	-	-	-	-	-	-	固定値"BOOK"を設定する。
47	<BookDt>	勘定日情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	<Dt>	勘定日	[1..1]	ISODate	date	10 10	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「勘定日」を設定する。 全銀(データ)は"YYYYMMDD"(和暦)形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換して設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DD" ・例: 2017-03-09
49	<ValDt>	記帳日情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

50	<Dt>	起算日	[1..1]	ISODate	date	10	10	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「起算日」を設定する。 全銀（データ）は“YYMMDD”（和暦）形式のため、“YYYY-MM-DD”形式に変換して設定する。 ・形式：“YYYY-MM-DD” ・例：2017-03-09
51	<BtrCd>	取引情報種別	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	<Dom>	取引情報種別ドメイン情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	<Cd>	取引情報種別ドメインコード	[1..1]	ExternalBankTransactionDomainCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“PMNT”を設定する。
54	<Fmly>	取引情報種別系列コード情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55	<Cd>	取引情報種別系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“RCDT”を設定する。
56	<SubFmlyCd>	取引情報種別サブ系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionSubFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“DMCT”を設定する。
57	<TrpyBtIs>	取引明細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	<TrpIs>	取引詳細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
59	<Ref>	取引明細別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「取引明細別番号（振込依頼人発行）」および「照会情報」が未設定となる場合、項番59<Ref>から項番63<Ref>のタグを設定しない。
60	<EndToEndId>	取引明細別番号（振込依頼人発行）	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I 情報」および「取引明細別番号（振込依頼人発行）」に値が設定されていた場合、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「取引明細別番号（振込依頼人発行）」を設定する。
61	<Prtry>	照会情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「照会番号」が未設定の場合、項番61<Prtry>から項番63<Ref>のタグを設定しない。
62	<Tp>	照会情報種別	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	固定値“Reference Number”を設定する。
63	<Ref>	照会番号	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「照会番号」を設定する。
64	<BtrCd>	取引情報種別	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	<Dom>	取引情報種別ドメイン情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66	<Cd>	取引情報種別ドメインコード	[1..1]	ExternalBankTransactionDomainCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“PMNT”を設定する。
67	<Fmly>	取引情報種別系列コード情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68	<Cd>	取引情報種別系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“RCDT”を設定する。
69	<SubFmlyCd>	取引情報種別サブ系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionSubFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“DMCT”を設定する。
70	<RtPrty>	振込依頼人情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	<Dtr>	振込依頼人詳細情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
72	<Nm>	振込依頼人名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「振込依頼人名」を設定する。
73	<Id>	振込依頼人識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	<OrgId>	振込依頼人組織識別情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	<Id>	振込依頼人組織識別詳細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「振込依頼人コード」が未設定の場合、項番75<Id>から項番78<Cd>のタグを設定しない。
76	<Id>	振込依頼人コード	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「振込依頼人コード」を設定する。
77	<SchmeNm>	振込依頼人概要情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
78	<Cd>	振込依頼人概要コード	[1..1]	ExternalOrganisationIdentificationCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“BANK”を設定する。
79	<Othr>	振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I 情報」と「受取人法人番号（法人マイナンバー）」のいずれかが設定されていない場合、項番79<Othr>から項番82<Cd>のタグを設定しない。
80	<Id>	振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I 情報」および「振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）」に値が設定されていた場合、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）」を設定する。
81	<SchmeNm>	振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）概要情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	<Cd>	振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）概要コード	[1..1]	ExternalOrganisationIdentificationCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“TXID”を設定する。
83	<Rt1dAgts>	金融機関情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「仕向金融機関詳細情報」および「仕向支店情報」が未設定となる場合、項番83<Rt1dAgts>から項番88<Nm>のタグを設定しない。
84	<BtrAgts>	仕向金融機関情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
85	<FinInstntId>	仕向金融機関詳細情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
86	<Nm>	仕向銀行名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「仕向銀行名」を設定する。
87	<BrnchId>	仕向支店情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「仕向支店名」が未設定の場合、項番87<BrnchId>から項番88<Nm>のタグを設定しない。
88	<Nm>	仕向支店名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「仕向支店名」を設定する。
89	<Rt1dRatInf>	商流識別情報	[0..10]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「E D I 情報」が未設定の場合、項番89<Rt1dRatInf>から項番90<RatId>のタグを設定しない。
90	<RatId>	E D I 情報	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「E D I 情報」を設定する。
91	<RatInf>	商流情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当する金融E D I 情報が本システムに存在しない場合、項番91<RatInf>から項番92<Ustrd>のタグを設定しない。
92	<Ustrd>	金融E D I 情報	[0..n]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	本システムから取得した「金融E D I 情報」を設定する。
93	<TrpyBtIs>	うち他店券金額情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	<TxDtIs>	うち他店券金額取引情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
95	<AmtDtIs>	うち他店券金額合計情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
96	<TxAmt>	うち他店券金額情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
97	<Amt Ccy="JPY">	うち他店券金額	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「うち他店券金額」を設定する。
98	<BtrCd>	うち他店券金額情報種別	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
99	<Dom>	うち他店券金額情報種別ドメイン情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100	<Cd>	うち他店券金額情報種別ドメインコード	[1..1]	ExternalBankTransactionDomainCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“PMNT”を設定する。
101	<Fmly>	うち他店券金額情報種別系列コード情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	<Cd>	うち他店券金額情報種別系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“RCBQ”を設定する。
103	<SubFmlyCd>	うち他店券金額情報種別サブ系列コード	[1..1]	ExternalBankTransactionSubFamilyCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	固定値“CCHQ”を設定する。
104	<Add1NtryInf>	仕向金融機関指示情報	[0..1]	Max500Text	string	1	500	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「ダミー」を設定する。
105	<Add1NctnInf>	金融機関指示情報	[0..1]	Max500Text	string	1	500	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「ダミー」を設定する。

(2) 【camt.052】 入出金取引明細結果明細レコード・フォーマット

レコード・フォーマット名称	【camt.052】 入出金取引明細結果明細レコード・フォーマット
---------------	-----------------------------------

① 説明

・全銀 EDI システムから企業へ、金融機関からの「入出金取引明細結果」を連携するためのレコード・フォーマット

② レコードの内容

データ項目	XMLタグ	論理名	ISO20022定義				本システムにおける定義			
			繰返	Represent/Type またはタグのみ	データ型	桁数 MIN MAX	繰返	項目属性 またはタグのみ	桁数 MIN MAX	設定内容
1	<?xml version="1.0" encoding="UTF-8" standalone="no"?>	XML宣言	-	-	-	-	-	-	-	-
2	<Document xmlns="urn:iso:std:iso:20022:tech:xsd:camt.052.001.02">	XMLドキュメントルート	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
3	<BkToCstarAcctRpt>	入出金取引明細ルート	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
4	<GrpHdr>	グループヘッダ情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
5	<MsgId>	グループメッセージID	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	企業が送信した取引依頼を一意に特定できる受付番号を設定する。 ・形式: "YYYYMMDDhhmmssnnnnnn" ・YYYYMMDD...日付 ・hhmmss...時刻 ・nnnnnn...番号
6	<CreDtTm>	XMLファイル作成日時	[1..1]	ISODateTime	datetime	19 23	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「作成日」を設定する。 全銀(ヘッダー)では「YYMMDD」(和暦)形式のため、「YYYY-MM-DD」形式に変換後、時刻は「00:00:00」として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
7	<Bpt>	入出金取引明細情報	[1..n]	=	-	-	-	-	-	-
8	<Id>	入出金取引明細情報ID	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	企業が送信する結果ファイルの範囲内でユニークとなる、「入出金取引明細情報」単位の識別番号。 ・形式: 数字連番
9	<CreDtTm>	入出金取引明細情報作成日	[1..1]	ISODateTime	datetime	19 23	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「作成日」を設定する。 全銀(ヘッダー)では「YYMMDD」(和暦)形式のため、「YYYY-MM-DD」形式に変換後、時刻は「00:00:00」として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
10	<FrToBt>	勘定日情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
11	<FrDtTm>	勘定日(日)	[1..1]	ISODateTime	datetime	19 23	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「勘定日(日)」を設定する。 全銀(ヘッダー)では「YYMMDD」(和暦)形式のため、「YYYY-MM-DD」形式に変換後、時刻は「00:00:00」として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
12	<ToDtTm>	勘定日(至)	[1..1]	ISODateTime	datetime	19 23	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「勘定日(至)」を設定する。 全銀(ヘッダー)では「YYMMDD」(和暦)形式のため、「YYYY-MM-DD」形式に変換後、時刻は「00:00:00」として設定する。 ・形式: "YYYY-MM-DDThh:mm:ss" ・例: 2017-03-06T00:00:00
13	<Acct>	口座情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
14	<Id>	口座識別情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
15	<Othr>	口座識別詳細情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
16	<Id>	口座番号	[1..1]	Max34Text	string	1 34	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「口座番号」を設定する。
17	<Tp>	預金種目情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
18	<Prtry>	預金種目および通帳・証書区分	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	以下を設定する。 ・1桁目: 全銀(ヘッダー)における「預金種目」 ・2桁目: 全銀(ヘッダー)における「通帳・証書区分」 省略された場合は半角大文字1文字とする。 ・例: <普通預金、通帳の場合> "11" (区切り文字なし)
19	<Nm>	口座名	[0..1]	Max70Text	string	1 70	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「口座名」を設定する。
20	<Omr>	受取人法人番号(法人マイナンバー)情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I情報」と「受取人法人番号(法人マイナンバー)」のいずれかが設定されていない場合、項番20(Omr)から項番26(Cd)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番20(Omr)から項番26(Cd)のタグを設定しない。
21	<Id>	受取人法人番号(法人マイナンバー)識別情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
22	<OrgId>	受取人法人番号(法人マイナンバー)識別詳細情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
23	<Othr>	受取人法人番号(法人マイナンバー)詳細情報	[0..n]	=	-	-	-	-	-	-
24	<Id>	受取人法人番号(法人マイナンバー)	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	<普通口座の場合> 【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I情報」および「受取人法人番号(法人マイナンバー)」に値が設定されていた場合、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「受取人法人番号(法人マイナンバー)」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
25	<SchmeNm>	受取人法人番号(法人マイナンバー)概要情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
26	<Cd>	受取人法人番号(法人マイナンバー)概要コード	[1..1]	ExternalOrganizationIdentificationCode	string	1 4	-	-	-	<普通口座の場合> "T110"を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
27	<Secr>	金融機関情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
28	<FinInstnId>	金融機関識別情報	[1..1]	=	-	-	-	-	-	-
29	<ClrSysMnhId>	決済システム識別情報	[0..1]	=	-	-	-	-	-	-
30	<BnkId>	銀行コード	[1..1]	Max35Text	string	1 35	-	-	-	全銀(ヘッダー)における「銀行コード」を設定する。

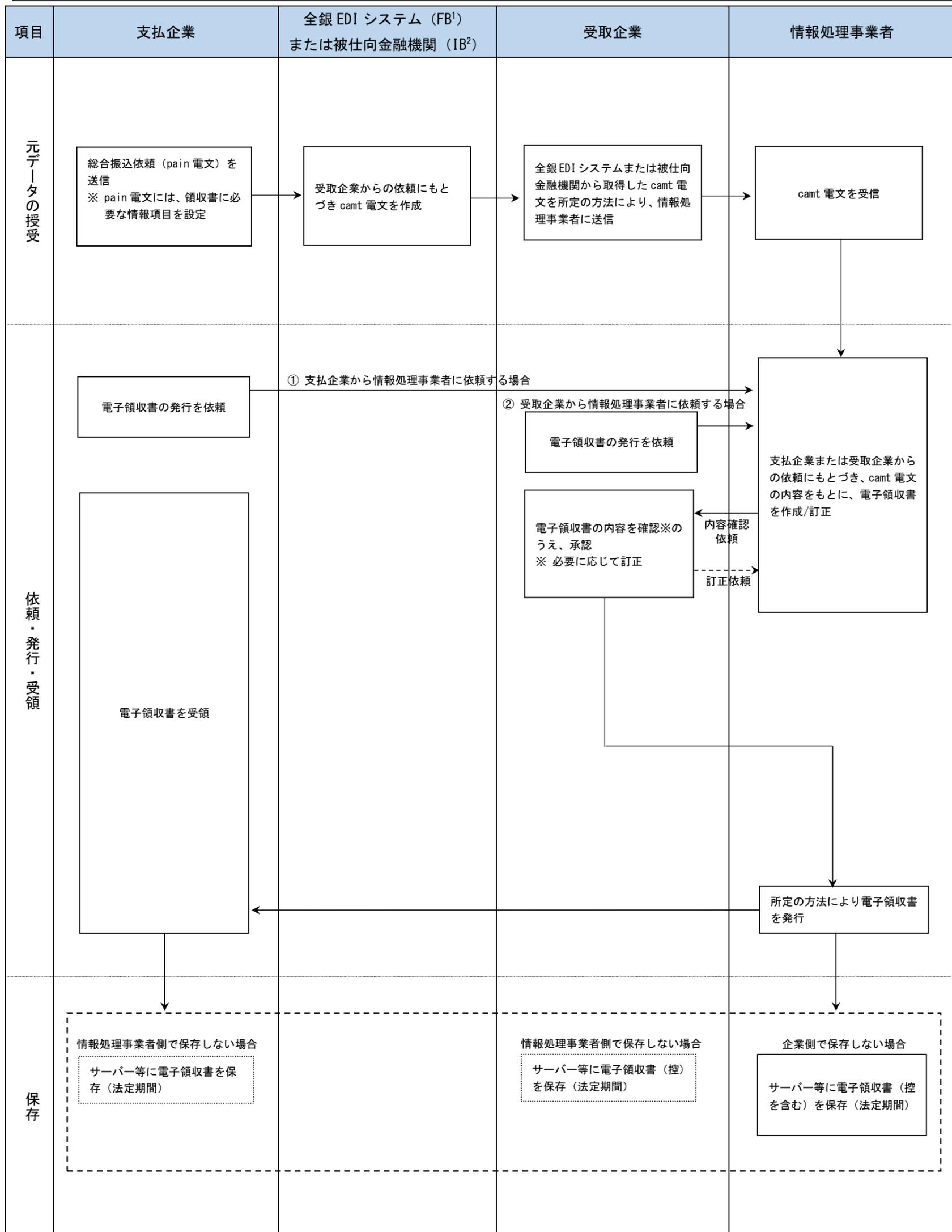
31		<Nm>	銀行名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「銀行名」を設定する。
32		<BranchId>	支店情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33		<Cd>	支店コード	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「支店コード」を設定する。
34		<Nm>	支店名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「支店名」を設定する。
35		<Bal>	取引前残高情報	[0..n]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36		<Tp>	取引前残高種別情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37		<CdbPrtry>	取引前残高種別コードおよび概要情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38		<Cd>	取引前残高種別コード	[1..1]	BalanceType12Code	string	4	4	-	-	-	-	-	-	固定値“OPAV”を設定する。
39		<Ant Ccy="JPY">	取引前残高	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「取引前残高」を設定する。 全銀（ヘッダー）における「貸越区分」を省略せず、「取引前残高」を省略した場合は“0”を設定する。
40		<CdtDbtInd>	取引前残高貸越区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4	4	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「貸越区分」を設定する。 <プラスの場合> “CRDT”を設定する。 <マイナスの場合> “DBIT”を設定する。 全銀（ヘッダー）における「取引前残高」を省略せず、「貸越区分」を省略した場合は“CRDT”を設定する。
41		<Dt>	取引前勘定日（目）情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42		<Dt>	取引前勘定日（目）	[1..1]	ISODate	date	10	10	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「勘定日（目）」を設定する。 全銀（ヘッダー）の“YYMMDD”（和暦）形式を“YYYY-MM-DD”形式に変換して設定する。 ・形式：“YYYY-MM-DD” ・例：2017-03-09
43		<Bal>	取引後残高情報	[0..n]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44		<Tp>	取引後残高種別情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45		<CdbPrtry>	取引後残高種別コードおよび概要情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46		<Cd>	取引後残高種別コード	[1..1]	BalanceType12Code	string	4	4	-	-	-	-	-	-	固定値“CLAV”を設定する。
47		<Ant Ccy="JPY">	取引後残高	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「取引後残高」を設定する。 全銀（トレーラ）における「貸越区分」を省略せず、「取引後残高」を省略した場合は“0”を設定する。
48		<CdtDbtInd>	取引後残高貸越区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4	4	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「貸越区分」を設定する。 <プラスの場合> “CRDT”を設定する。 <マイナスの場合> “DBIT”を設定する。 全銀（トレーラ）における「取引後残高」を省略せず、「貸越区分」を省略した場合は“CRDT”を設定する。
49		<Dt>	取引後勘定日（至）情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50		<Dt>	取引後勘定日（至）	[1..1]	ISODate	date	10	10	-	-	-	-	-	-	全銀（ヘッダー）における「勘定日（至）」を設定する。 全銀（ヘッダー）の“YYMMDD”（和暦）形式を“YYYY-MM-DD”形式に変換して設定する。 ・形式：“YYYY-MM-DD” ・例：2017-03-09
51		<AssSummary>	総取引情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52		<TLNtries>	繰入出金情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53		<NBOfNtries>	データ・レコード件数	[0..1]	Max15NumericText	numeric string	1	15	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「データ・レコード件数」を設定する。
54		<TLChNtries>	入金情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55		<NBOfNtries>	入金件数	[0..1]	Max15NumericText	numeric string	1	15	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「入金件数」を設定する。
56		<Sum>	入金額合計	[0..1]	DecimalNumber	decimal(18,17)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「入金額合計」を設定する。
57		<TLDBtNtries>	出金情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58		<NBOfNtries>	出金件数	[0..1]	Max15NumericText	numeric string	1	15	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「出金件数」を設定する。
59		<Sum>	出金額合計	[0..1]	DecimalNumber	decimal(18,17)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（トレーラ）における「出金額合計」を設定する。
60		<Trtry>	取引情報	[0..n]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61		<Ant Ccy="JPY">	取引金額	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）が0件の場合、項番60(Ntry)から項番173(AddtlNtryInf)のタグを設定しない。 全銀（データ）における「取引金額」を設定する。
62		<CdtDbtInd>	入払区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4	4	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「入払区分」を判定し設定する。 <入金の場合> “CRDT”を設定する。 <出金の場合> “DBIT”を設定する。 「取引区分」が“19”（訂正）の場合は判定条件は以下のとおりとなる。 <入金の場合> “DBIT”を設定する。 <出金の場合> “CRDT”を設定する。
63		<RvsInd>	取引訂正通知区分	[0..1]	TrueFalseIndicator	boolean	4	5	-	-	-	-	-	-	<全銀（データ）における「取引区分」が“19”（訂正）の場合> “true”を設定する。 <全銀（データ）における「取引区分」が“19”（訂正）以外の場合> 本タグは設定しない。
64		<Sts>	取引ステータス	[1..1]	EntryStatus2Code	string	4	4	-	-	-	-	-	-	固定値“BOOK”を設定する。
65		<BookDt>	勘定日情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66		<Dt>	勘定日	[1..1]	ISODate	date	10	10	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「勘定日」を設定する。 全銀（データ）の“YYMMDD”（和暦）形式を“YYYY-MM-DD”形式に変換して設定する。 ・形式：“YYYY-MM-DD” ・例：2017-03-09
67		<ValDt>	預入・払出日情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
68		<Dt>	預入・払出日	[1..1]	ISODate	date	10	10	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「預入・払出日」を設定する。 通常は勘定日と同じ日であるが、その場合には勘定日と同一年月日を記入する。 ・形式：“YYYY-MM-DD” ・例：2017-03-09
69		<BktxCd>	取引区分情報	[1..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70		<Prtry>	取引区分詳細情報	[0..1]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「取引区分」が未設定の場合、項番70(Prtry)から項番71(Cd)のタグを設定しない。
71		<Cd>	取引区分	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	全銀（データ）における「取引区分」を設定する。

72	<Chrgs>	定期性口座課税情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 項番72<Chrgs>から項番77<Amt Ccy="JPY">のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、全額（データ）における「税区分」、「税率」、および「税額」が未設定の場合、項番72<Chrgs>から項番77<Amt Ccy="JPY">のタグを設定しない。
73	<Amt Ccy="JPY">	定期性口座課税情報合計	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定値 "0" を設定する。
74	<Tax>	税情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	<Id>	税区分	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「税区分」を設定する。
76	<Rate>	税率	[0..1]	PercentageRate	decimal(11,10)	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「税率」を設定する。
77	<Amt Ccy="JPY">	税額	[0..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「税額」を設定する。
78	<Instrt>	定期性口座合算利息情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 項番78<Instrt>から項番87<Rsn>のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 本タグを設定する。
79	<Amt Ccy="JPY">	合算利息	[1..1]	ActiveOrHistoricCurrencyAndAmount	decimal(18,5)	1	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「合算利息」を設定する。 全額（データ）における「当初預入日」、「利率」、「満期日」のいずれかが設定され、「合算利息」を省略した場合は"0"を設定する。
80	<CdtDbtInd>	合算利息貸借区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> "CREDIT"を設定する。
81	<Rate>	利率情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	<Tp>	利率詳細情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	<Pctg>	利率	[1..1]	PercentageRate	decimal(11,10)	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「利率」を設定する。
84	<FrToDt>	預入日および満期日情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 項番84<FrToDt>から項番86<ToDtTa>のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> <全額（データ）の「当初預入日」および「満期日」に値が設定されている場合> 本タグを設定する。 <上記以外> 項番84<FrToDt>から項番86<ToDtTa>のタグを設定しない。
85	<FrDtTa>	当初預入日	[1..1]	ISODatetime	datetime	19	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「当初預入日」を設定する。 全額（データ）では"YYMMDD"（和暦）形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 形式："YYYY-MM-DDThh:mm:ss" 例：2017-03-06T00:00:00
86	<ToDtTa>	満期日	[1..1]	ISODatetime	datetime	19	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「満期日」を設定する。 全額（データ）では"YYMMDD"（和暦）形式のため、"YYYY-MM-DD"形式に変換後、時刻は"00:00:00"として設定する。 形式："YYYY-MM-DDThh:mm:ss" 例：2017-03-06T00:00:00
87	<Rsn>	当初預入日または満期日	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> <全額（データ）の「当初預入日」のみ設定されている場合> 以下を設定する。 「FromDate:」 & 「全額（データ）における「当初預入日」」 例：FromDate:2017-03-09 <全額（データ）の「満期日」のみ設定されている場合> 以下を設定する。 「ToDate:」 & 「全額（データ）における「満期日」」 例：ToDate:2017-03-09 全額（データ）の"YYMMDD"（和暦）形式を"YYYY-MM-DD"形式に変換して設定する。 形式："YYYY-MM-DD" 例：2017-03-09
88	<VtryDtls>	取引明細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
89	<Tp>	取引明細詳細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90	<Refs>	取引明細識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「取引明細識別番号（振込依頼人発行）」および「照会識別情報」が未設定となる場合、項番90<Refs>から項番94<Ref>のタグを設定しない。
91	<EndToEndId>	取引明細識別番号（振込依頼人発行）	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I 情報」および「取引明細識別番号（振込依頼人発行）」に値が設定されていた場合、「【pain.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「取引明細識別番号（振込依頼人発行）」を設定する。
92	<Prtry>	照会識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全額（データ）における「照会番号」が未設定の場合、項番92<Prtry>から項番94<Ref>のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「識別番号」が未設定の場合、項番92<Prtry>から項番94<Ref>のタグを設定しない。
93	<Tp>	照会識別情報種別	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定値 "Reference/Identification Number" を設定する。
94	<Ref>	照会番号または識別番号	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全額（データ）における「照会番号」を設定する。 <定期性口座の場合> 全額（データ）における「識別番号」を設定する。

121	<CdtDbrlnd>	税引後利息貸題区分	[1..1]	CreditDebitCode	string	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> "CREDIT"を設定する。
122	<Tp>	税引後払区分情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
123	<Prtry>	税引後払区分	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグは設定しない。 <定期性口座の場合> "30"を設定する。
124	<RltdPties>	振込依頼人情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、「振込依頼人名または契約者番号」、「振込依頼人組織識別詳細情報」、および「振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)情報」が未設定となる場合、項番124(RltdPties)から項番136(Cd)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番124(RltdPties)から項番136(Cd)のタグを設定しない。
125	<Dbr>	振込依頼人詳細情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126	<Nm>	振込依頼人名または契約者番号	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 全銀(データ)における「振込依頼人名または契約者番号」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
127	<Id>	振込依頼人識別情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
128	<OrgId>	振込依頼人組織識別情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129	<Othr>	振込依頼人組織識別詳細情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「振込依頼人コード」が未設定の場合、項番129(Othr)から項番132(Cd)のタグを設定しない。
130	<Id>	振込依頼人コード	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全銀(データ)における「振込依頼人コード」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
131	<SchmeNm>	振込依頼人概要情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 <定期性口座の場合> 項番131(SchmeNm)から項番132(Cd)のタグを設定しない。
132	<Cd>	振込依頼人概要コード	[1..1]	ExternalOrganizationIdentificationCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	固定値" BANK"を設定する。
133	<Othr>	振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)情報	[0..n]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、「【psin.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で「金融E D I 情報」と「振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)」のいずれかが設定されていない場合、項番133(Othr)から項番136(Cd)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番133(Othr)から項番136(Cd)のタグを設定しない。
134	<Id>	振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)	[1..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 【psin.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマットで「金融E D I 情報」および「振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)」に値が設定されていた場合、「【psin.001】総合振込依頼明細レコード・フォーマット」で連携された「振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
135	<SchmeNm>	振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)概要情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
136	<Cd>	振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)概要コード	[1..1]	ExternalOrganizationIdentificationCode	string	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> "TX10"を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
137	<RltdAgts>	金融機関情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「仕向金融機関情報」および「借店番号情報」が未設定となる場合、項番137(RltdAgts)から項番146(Id)のタグを設定しない。
138	<DbrAgnt>	仕向金融機関情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、「仕向金融機関詳細情報」および「仕向支店情報」が未設定となる場合、項番138(DbrAgnt)から項番142(Nm)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番138(DbrAgnt)から項番142(Nm)のタグを設定しない。
139	<FinInstaId>	仕向金融機関詳細情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	<Nm>	仕向銀行名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全銀(データ)における「仕向銀行名」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
141	<BrnchId>	仕向支店情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「仕向支店名」が未設定の場合、項番141(BrnchId)から項番142(Nm)のタグを設定しない。
142	<Nm>	仕向支店名	[0..1]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全銀(データ)における「仕向支店名」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
143	<CdtRagt>	借店番号情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「借店番号」が未設定の場合、項番143(CdtRagt)から項番146(Id)のタグを設定しない。
144	<FinInstaId>	借店番号識別情報	[1..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
145	<BrnchId>	借店番号詳細情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
146	<Id>	借店番号	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全銀(データ)における「借店番号」を設定する。
147	<RltdRatInr>	商流識別情報	[0..10]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、全銀(データ)における「E D I 情報」が未設定の場合、項番147(RltdRatInr)から項番148(RatId)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番147(RltdRatInr)から項番148(RatId)のタグを設定しない。
148	<RatId>	E D I 情報	[0..1]	Max35Text	string	1	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 全銀(データ)における「E D I 情報」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。
149	<RatInr>	商流情報	[0..1]	±	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本タグを設定する。 ただし、該当する金融E D I 情報が本システムに存在しない場合、項番149(RatInr)から項番150(Ustrd)のタグを設定しない。 <定期性口座の場合> 項番149(RatInr)から項番150(Ustrd)のタグを設定しない。
150	<Ustrd>	金融E D I 情報	[0..n]	Max140Text	string	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<普通口座の場合> 本システムから取得した「金融E D I 情報」を設定する。 <定期性口座の場合> 本タグは設定しない。

業務フロー

【業務概要】
 本手引きにおける電子領収書発行スキームは、受取企業が全銀 EDI システムから取得する camt 電文を利用するものであり、情報処理事業者は、受取企業が全銀 EDI システムから取得した camt 電文をもとに、電子領収書を作成し、支払企業に発行する。



1 ファームバンキングを指す

2 インターネットバンキングを指す

関係法令

【関係法令 1】

〔消費税法 第 30 条第 9 項〕

- 9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。
- 一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの
- イ 書類の作成者の氏名又は名称
- ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）
- ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

【関係法令 2】

〔電子帳簿保存法 第 2 条第 6 号〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

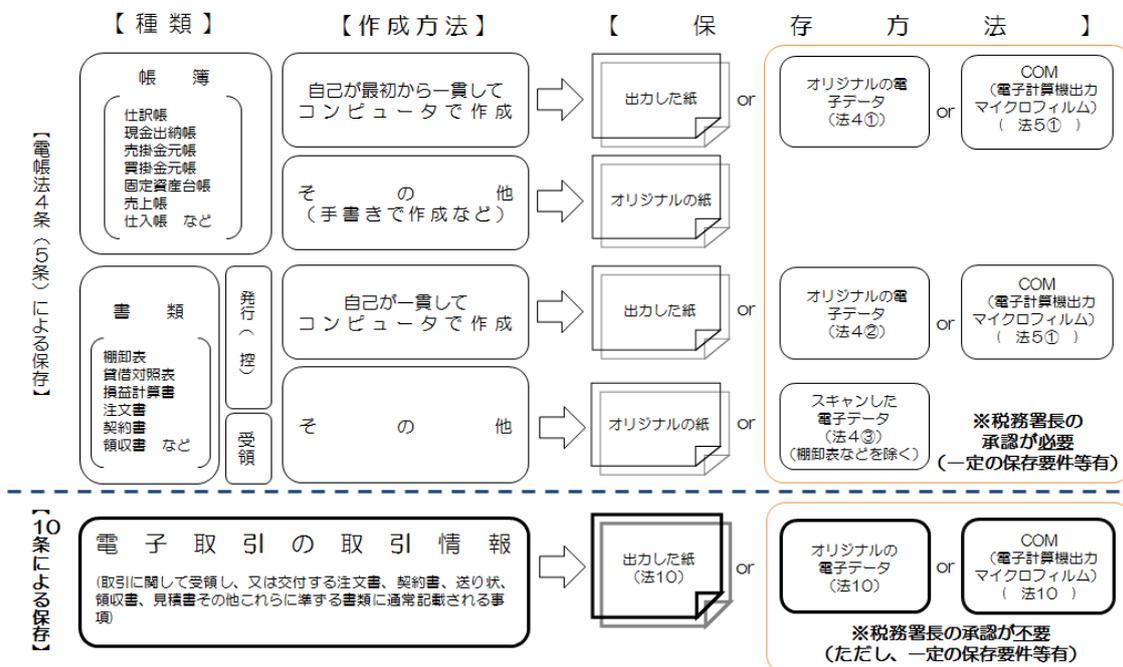
【関係法令 3】

〔電子帳簿保存法 第 10 条〕

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

帳簿書類等の保存方法



【関係法令4】

〔電子帳簿保存法施行規則 第8条第1項〕

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第八条 法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

- 一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

【関係法令 5】

〔電子帳簿保存法施行規則 第3条第5項第2号〕

- ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。
- （1） 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- （2） 課税期間（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。